



吉野川歴史探訪 古地図で見る吉野川 その2

～ 見取図から実測図へ ～

新年あけましておめでとうございます。別宮川三郎です。新しい年を迎えました。昨年も令和2年7月豪雨により大洪水が発生し、熊本県の球磨川では大規模な水害となりました。

今年は、そのような水害がないことを願いつつ、万全の備えを心がけましょう。

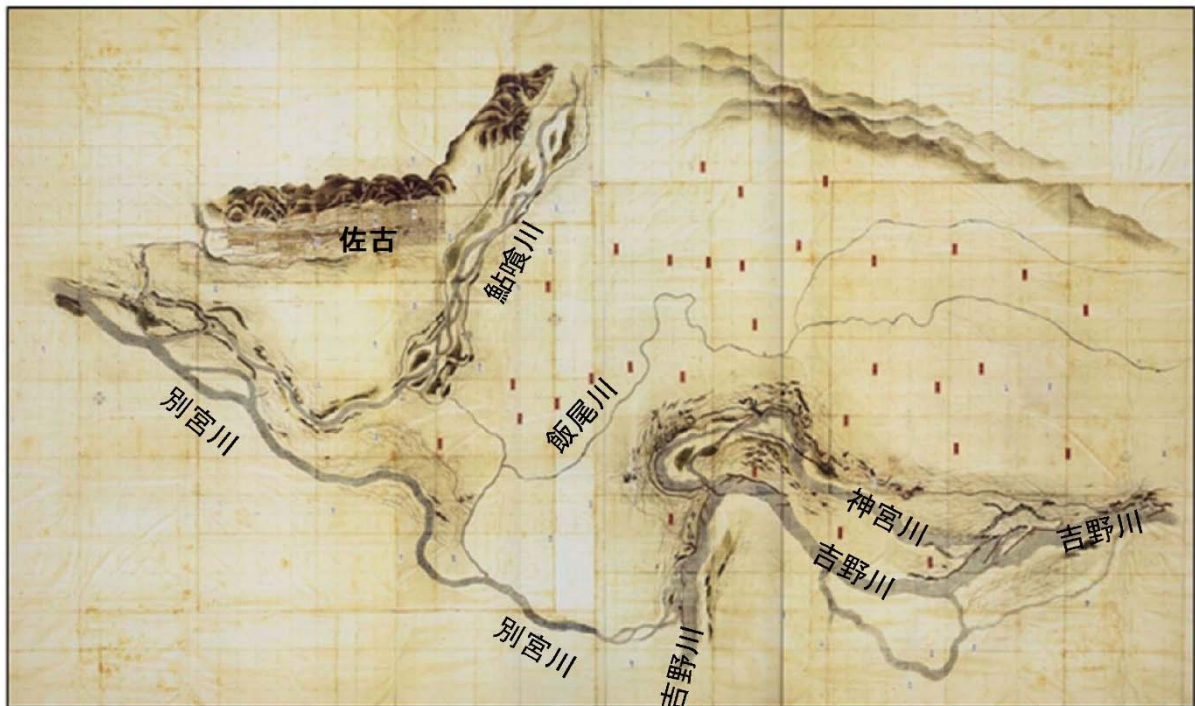
さて、今回は、吉野川に関わる古地図について、藩政期の絵図を中心に探訪しました。今回は絵図に加えて、明治時代の実測平面図を探訪するとともに、当時の測量に用いられた基石の一部が今も残されているので紹介したいと思います。

1. 堰や護岸が精密に描かれた「むらむらぬまかわせきとめのす村々沼川堰留之図」

村々沼川堰留之図（図1）は、寛政期に作成されたと推定され、吉野川、別宮川、鮎喰川、飯尾川の主要河川が描かれています。南が上に描かれているため左が東方向で、左上部に描かれている町並みは佐古周辺です。

鮎喰川は別宮川、飯尾川は別宮川と鮎喰川に合流していますが、現在の合流位置とは大きく異なっています。また、中央やや右より下部の入り組んだところが石井町藍畑付近で、本流が二分し、西覚円村、東覚円村、高畑中須が川に囲まれ、常に洪水に悩まされた地域であることが理解できます。なお、この絵図には、第十堰、八ヶ村堰、護岸が精密に描かれており、治水を目的に作成されたと推測できます。詳細は絵図①で探訪しましょう。

図1 村々沼川堰留之図（作成年不明）



大学共同利用機関法人 人間文化研究機構国文学研究資料館「蜂須賀家文書」より出典
筆者河川名を追記

むらむらぬまかわせきとめ の ず
 絵図①村々沼川堰留之図 作成年代不明

蜂須賀家文書<国文学研究資料館蔵>

1. 絵図のあらまし

作成年代は記載がないため不明ですが、蜂須賀家文書等から寛政期（1791～1800頃）に西覚円～龍蔵堤周辺一帯で大規模な工事が行われた古文書の記録があり、この工事後に作成されたものと推定されます。

絵図は、牛島・西覚円付近から高島、芝原を経て第十までが詳細に描かれているとともに、鮎喰川、蔵本、佐古付近の町並みが描かれています。阿波藩民政史料に掲載されている「申上覚（文政6年）」の一文に「芝原・佐野須賀・第十堤之儀も是亦御山下へ出水は溢候御手当之様…」とあり、龍蔵堤付近から溢れた出水が徳島の城下まで影響していたことを描いたものと思われます。

蜂須賀家の家臣である久次米元斎（徳島大学図書館所蔵蜂須賀家家臣団系譜）は、「当春已来名西郡西覚円龍蔵堤遍大場之御普請彼是相勤候二付金五百疋被下置候…」と西覚円、龍蔵堤周辺一帯の広域な工事に携わり褒美が与えられています。なお、この当春とは、前段の文章から寛政10年の春に当たります。「龍蔵堤付近絵図」にも龍蔵堤が寛政10年に完成した記述があり、内容が一致します。また、寛政3年～寛政5年（1791～1793）頃の古文書に、鮎喰川左右堤防の大破した際、伊澤亀三郎と山田五郎左衛門らにより修復したとの記録があり、西覚円～龍蔵堤付近と同時に鮎喰川堤防の復旧工事完成（出来型）を記録したものと思われます。

2. 絵図の解説

この絵図は見取図であり位置関係には歪みがあり、牛島、西覚円付近～佐古付近までの当時の川の様子が表現されています。西覚円付近の関流（水制工）※1、高島・中州付近の護岸や関流・堰留などの構造物、さらにその背後に描かれる堤防など、吉野川やその支川の流路の蛇行などから暴れ川であったことがよく表現されています。特に龍蔵堤付近の護岸等の構造物の壮絶さは圧巻で、当時吉野川の治水の要所であったことがわかります。さらに龍蔵堤付近から二分して芝原側にできた外側の流路に対して、堰留めや新川掘りにより、元来の流路に変更させようとする意図が読み取れます。

また、第十堰が細い沈床※2で「勿閑」と描かれており、当時の第十堰の構造の規模が確認できます。

※1 関流とは、現在の水制のことで、川を流れる水の浸食作用などから河川や堤防を守るために、水の方角を変えたり勢いを弱くする目的で設けられた施設。

※2 沈床とは、河床や堤防の根元が水流によって揺られるのを保護するために設けられる木製または石製の河川構造物。



村々沼川関留之図(八ヶ村堰付近部分)

■ 絵図の内容に関する古文書の記事

申上覚 未八月七日（文政6年、阿波藩民政史料）

一、吉野川筋高瀬・高磯・上六條其外にも曲流之場所多く所々へ突当平水にも岸崩に相成亡所同断之村有之、就中名西郡西覚円村御関之儀は東覚円・高畑へ相流芝原龍蔵より飯尾川筋へ押抜、御山下口出水相溢候に付、郡御奉行江口仁左衛門様御立勉節箇損組合にて堰留被仰付處、天明年中より寛政暦之頃迄度々之大水年々及大破御普請組合お百姓共農業をも時々得相當不申御普請而已に罷出其後は御手普請にも被仰付手厚御普請…



村々沼川関留之図(龍蔵堤付近部分)

2. 覚円騒動に関する引堤線が示された「西覚円村絵図」^{にしかくえんむらえす}

吉野川における本格的な治水は、明治18年の改修工事着手によりはじまりましたが、その計画は、明治17年にヨハネス・デ・レーケが作成した「吉野川検査復命書」に基づくものでした。この復命書において、治水の具体策が示されましたが、そのうちの一つに「覚円堤防の撤去」が提案されました。

覚円堤防は、八ヶ村堰の締め切りを含め明治8年に完成しましたが、付近の川幅は著しく狭くなりました（図2）。デ・レーケは巡検中に、この様子を見て「右岸の覚円堤防は最悪である。この堤防の害は、第一に吉野川の水位が上昇したときに第十堰を越える水の勢いを強くすることである。第二は、この堤防の上流の村々をしばしば破堤の危機に陥れている。」と述べ、その対策として、「この害をなくすためには、覚円堤防の狭隘部を撤去することが一番である。そうすれば、洪水時の水の勢いを他に逃がすことができるようになり、この河川の特徴である僅か数時間の水位の非常な高まりを抑えることができる。また、対岸の堤防も安全無害なものとなる。」と考え覚円堤防の撤去を提案しました。

この提案に基づき、徳島県が覚円堤防を撤去して新たに居住地側へ堤防整備（引堤）を行うことになりましたが、明治21年7月洪水により工事中の堤防が決壊し、人家78戸が流され26名が亡くなり、560余名が家屋を失い路頭に迷うという大惨事が発生しました。この水害に激高した覚円村の住民は、不平と憤怒で暴徒化し、大挙して村を脱出し徳島へ向かい県庁を強訴する、いわゆる「覚円騒動」に発展したのでした。この騒動をきっかけとして、徳島県議会の要請もあり、国による低水工事が明治22年に中止になりました。（OurよしのがわVol.11、12参照）西覚円絵図は、覚円騒動に関する引堤線が描かれた絵図と考えられています。それでは、絵図②で詳しく探訪しましょう。

図2 覚円堤防周辺の平面図



にしかくえんむらえず
 絵図②西覚円村絵図 明治20年(1877)

天野家文書<徳島県立文書館蔵>

1. 絵図のあらまし

この絵図は、西覚円村の村民により作成された「引堤改築御延期之義二付請願 明治20年(1887)12月」の一連資料の付図と考えられます。この「引堤改築御延期之義二付請願」には「全村東西斜メニ見通シ、南北中腹ヲ切断シ、村落大半水路塾没地ニ備フルモノトシ」とあり、絵図中の西覚円村の中央に引かれている細い黄色の線が引堤の計画線で、西覚円村北端に引かれる太い黄色の線は明治8年(1875)に完成した堤防で、後に地域の大きな社会問題となるハヶ村堰訴訟の原因となりました。この絵図から確認できる引堤計画では西覚円村の半分が水没地となっています。

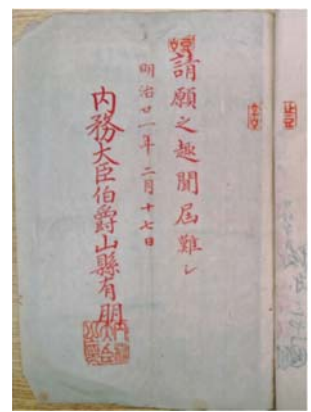
2. 引堤改築工事の結末

明治8年の築堤(ハヶ村堰訴訟)などの問題点や、デ・レーケの吉野川検査復命書などを基に、明治19年(1886)より、治水策の一環として、吉野川の川幅を広げる引堤改築工事が施工されました。

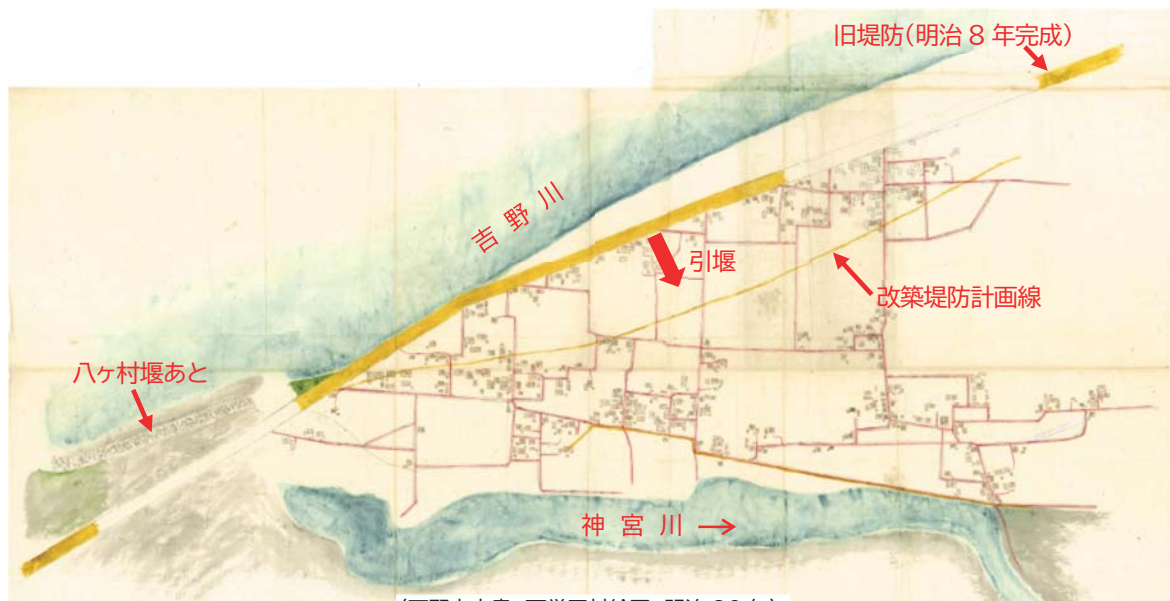
西覚円村では村落の大半を水没させられるため、これを聞いた西覚円村の村民は驚愕し、明治20年12月には内務省に「引堤改築御延期之義二付請願」を提出し、9年間の工事延期を願い出しました。先祖代々の墳墓地や居宅を手放すのみならず、農業を営む村民は、未だ代わりの耕地の確保も十分でなく、手当金があるとはいえ、当面の移転は受け入れがたい状況でした。この請願において村民は、自分達の所感として、西覚円村上手頭部にあったハヶ村堰を石巻堤に改築し、吉野川の増水時には神宮川の方へ分水させて洪水を回避するという分水策を提案しています。この内務省への請願は、同年10月の県への歎願、2月の県への再歎願を経て出されたものであり、西覚円村の村民にとって工事延期が聞き届けられるかどうかは死活問題でした。

しかし、「哀泣血涙シテ伏テ以テ奉請願」にもかかわらず、明治21年2月には内務大臣山県有朋より「請願之趣聞届難シ」という請願に対する返答があり、村民の請願が聞き届けられることはありませんでした。

その後、明治21年7月には長雨の影響で大洪水となり、西覚円村の堤防は決壊し、多数の死者と被害を出たため、改築堤防をめぐる大きな騒動となりました(覚円騒動)。こうした吉野川の治水事業が一応の落ち着を見るには、昭和2(1927)年の吉野川第一期改修工事の完成を待たなければなりません。



<天野家文書 引堤改築御延期之義二付請願 明治20年(1887)>



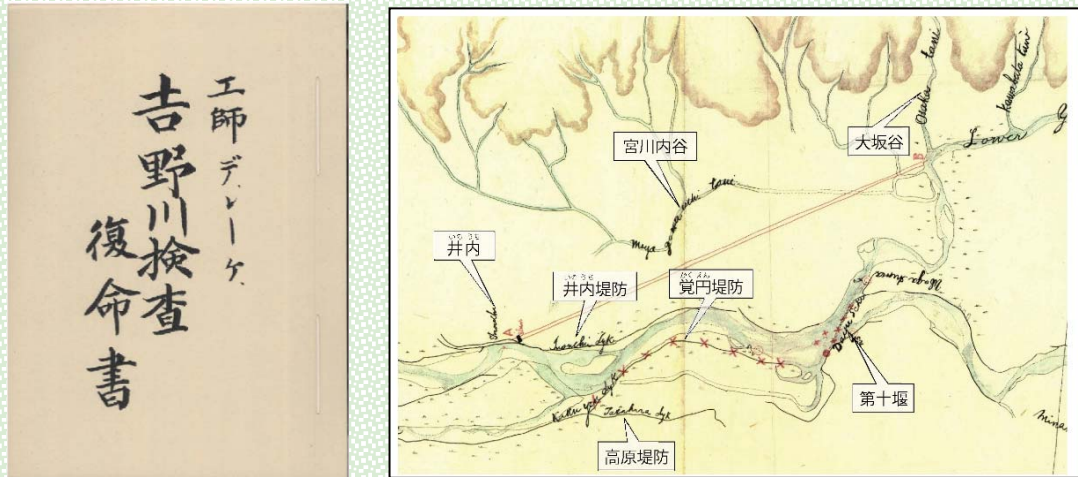
<天野家文書 西覚円村絵図 明治20年>

3. 絵図から実測図へ

吉野川に関する藩政期の絵図の多くは、実測に基づいていない見取図の類いです。藩政期後半になると測量結果に基づいた実測図が作成されるようになります。吉野川においても、文化9年(1812)に作成した「みょうさいくわんぶんけんぐんず名西郡分間郡図」が実測図に相当します。(Ourよしのがわ Vol.39参照)

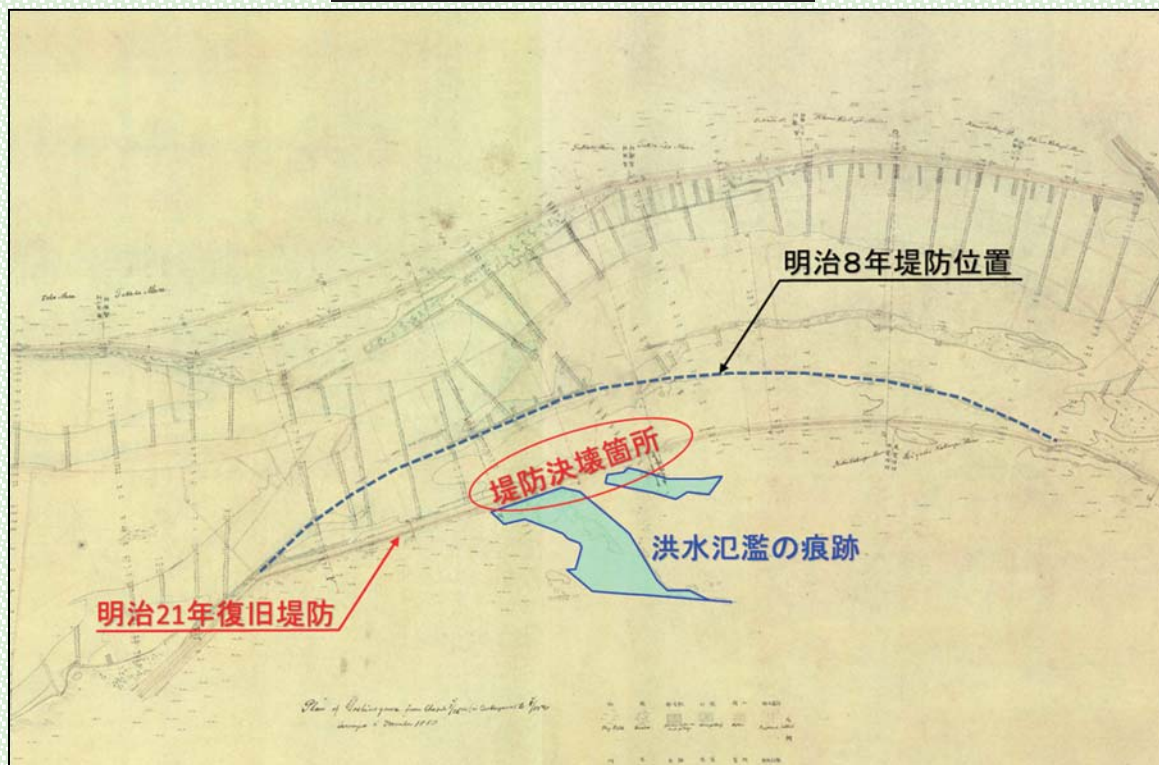
明治に入り、実測図が多く見られるようになりますが、吉野川の治水計画が描かれた最初の実測図は、デ・レーケによる「吉野川検査復命書」(明治17年)の付図と考えられており、その縮尺は1/30000になっています。

図3 吉野川検査復命書付図に加筆



また、明治21年7月洪水により引堤工事中の覚円堤防が決壊しましたが、明治21年12月に周辺の実測平面図が作成されています(図4)。この平面図は、堤防決壊を経て復旧堤防の完成後に行ったものと考えられます。この図をよく見ると、堤防の裏側に洪水が流れた跡が残され、堤防決壊箇所の位置を確認することができます。

図4 明治21年12月実測平面図に加筆



4. 吉野川台帳平面図

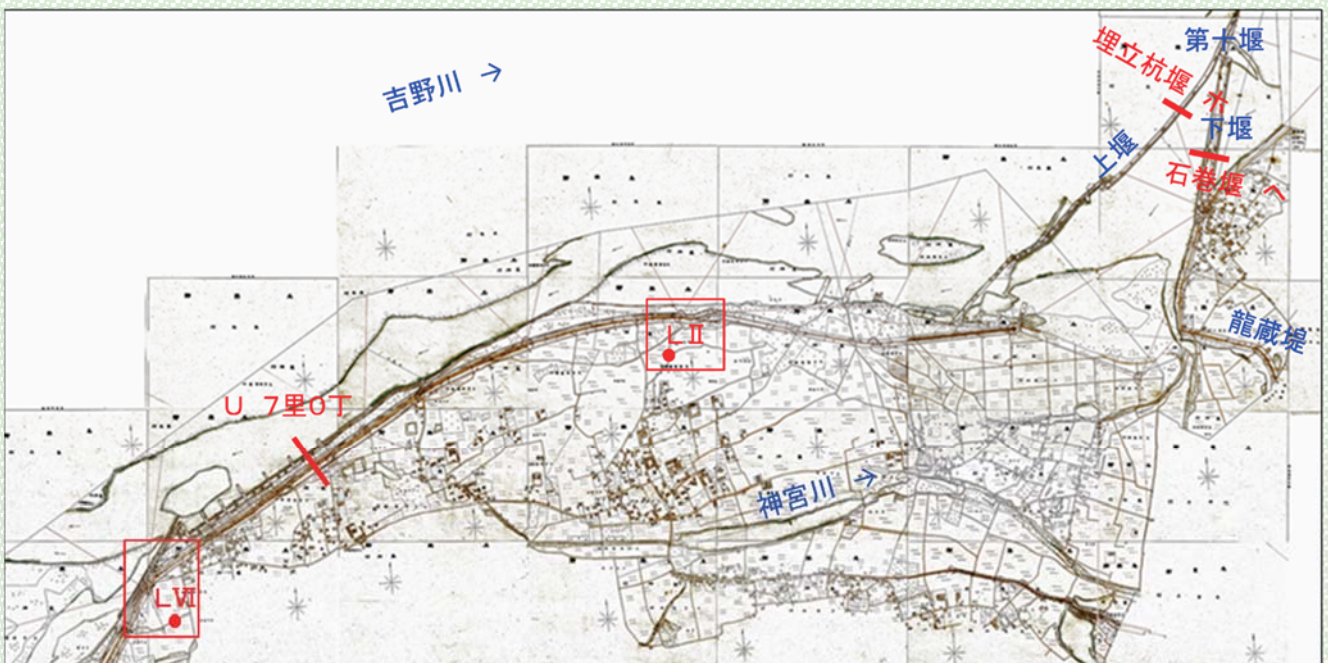
(1) あらまし

吉野川台帳平面図は、明治32年に藍畑村の一部が描かれた実測平面図で、1枚あたりの原寸は65cm×50cm、縮尺1/1200の33枚の図面ですが、図5は、それらをつなぎ合わせ縮小した図です。

この平面図は、平成28年に石井町の倉庫内で立石恵嗣氏(元徳島県立文書館長)により発見されたもので、吉野川台帳平面図の他、吉野川堤防台帳横断面図、吉野川台帳堰堤横断面図、吉野川台帳水流横断面図、燈明台明細図が併せて発見されました。

これらの図は河川台帳と考えられ、明治29年の勅令では、台帳の正本は内務大臣と府県知事が保管し、さらに副本を作成して、所管土木監督署長と市参事会及び町村長が保管することとされています。この図は上部の余白に河川台帳副本の押印があり、町村長が保管する河川台帳の副本として作成されたものと考えられます。

図5 吉野川台帳平面図(明治32年)に加筆



(2) 図の解説

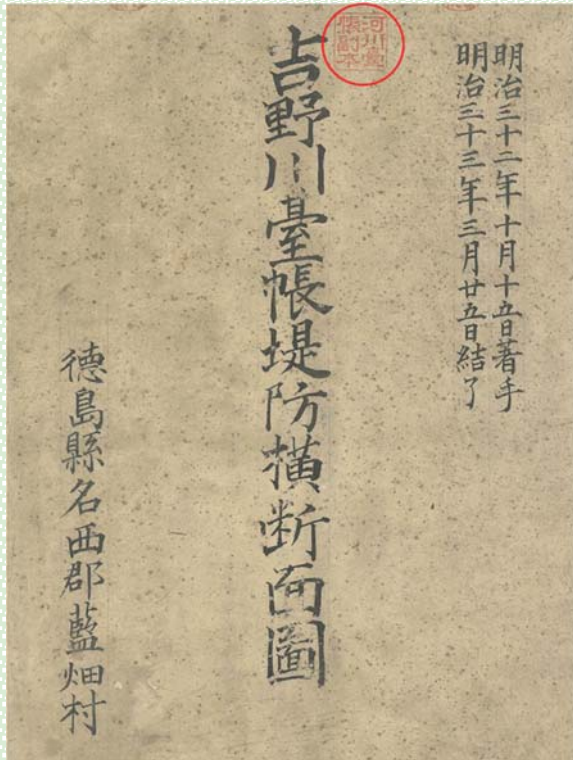
この平面図は、縮尺1/1200で作成され、明治29年陸地測量部発行の地形図(1/20000)に比べて非常に詳細な記載であり、これまで明らかになっていなかった河川構造物の形状が確認できるとともに、地域の様子も詳しく知ることができます。

代表的な箇所を紹介すると、明治8年に第十村から川島岩の鼻までの連続堤防が築かれたとされていますが、第十堰上堰の少し下流から下堰までの堤防が途切れており、霞堤となっていたことが確認できます。また、第十堰の下堰は当時「石巻堰」、上堰は「埋立杭堰」と記載されています。さらに、神宮川は現在、埋め立てられて水路になっていますが、当時は川幅が広く立派な川だったことがわかります。

また、吉野川堤防台帳横断面図、吉野川台帳堰堤横断面図では、藩政期に築造された龍蔵堤、明治21年に復旧した覚円堤防、第十堰(図6)の構造が横断面図として描かれ、これまで未解明であった内容を知ることができます。

■河川台帳令

河川台帳は、明治29年の勅令「河川台帳二関スル件」に基づき、全国各地の主要河川で作成されました。この勅令に基づき、吉野川でも河川台帳が作成されたはずですが、**正本・副本問わず現時点で存在が確認されているのは藍畑村のこの副本だけ**なのです。



朕河川台帳ニ關スル件ヲ親可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十九年十月十四日

内務大臣 伯耆權山資紀

勅令第三百二十一號(宣稱十月十五日)

第一條 河川台帳ハ横溝及貫通圖ヲ以テ組成ス

第二條 河川台帳ハ市町村毎ニ區別シテ左ノ事項ヲ記載スヘシ但河川ノ状況ニ依リ内務大臣ハ其ノ記載事項ヲ省略セシムルコトヲ得

一 河川ノ敷地及堤外地ノ區域

二 河川ノ附屬物及河川ニ影響ヲ及ボスヘキ工作物ノ種類、數量、構造及位置形状

三 河川ニ影響ヲ及ボスヘキ水流及水面ノ種類、數量及位置形状

第三條 府縣知事ハ其ノ調査ニ係ル河川台帳ニ付地元市參事會及町村長ノ意見ヲ徵シ且之ヲ其ノ市役所及町村役場ニ於テ七日以上ノ期限ヲ定メテ公表ノ總覽ニ供スヘシ

前項ノ場合ニ於テ利害關係者ハ總覽期限經過後十五日以内ニ河川台帳ニ對シ意見ヲ申立ルコトヲ得

第四條 府縣知事ハ河川台帳ノ認可ヲ請フニ際シ前條意見書類ヲ内務大臣ニ提出スヘシ

第五條 府縣知事ハ河川台帳ノ更正ヲナサントスルトキモ亦前一條ノ手續ヲ經テ内務大臣ノ認可ヲ請フヘシ

第六條 内務大臣ハ其ノ認可シタル河川台帳ノ原本ヲ保管スヘシ

第七條 内務大臣ハ河川台帳ノ原本ニ就テ正本ヲ複製シ府縣知事ヲシテ之ヲ保管セシムヘシ

府縣知事ハ公衆ノ請求ニ依リ河川台帳ノ正本ヲ複製ニ供スルノ方法ヲ設テヘシ

第八條 府縣知事河川台帳ノ認可ヲ得タルトキハ其ノ正本ニ就テ副本ヲ複製シ之ヲ所轄土木監督署長ニ交付スヘシ其ノ更正ニ付認可ヲ得タルトキ亦同シ

第九條 府縣知事河川台帳ノ認可ヲ得タルトキハ七日以内ニ其ノ管內地元市參事會及町村長ニ通知スヘシ其ノ更正ニ付認可ヲ得タルトキ亦同シ

第十條 市參事會及町村長前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ正本ニ就テ其ノ管內ニ係ル河川台帳ノ副本ヲ複製シ又ハ更正スヘシ

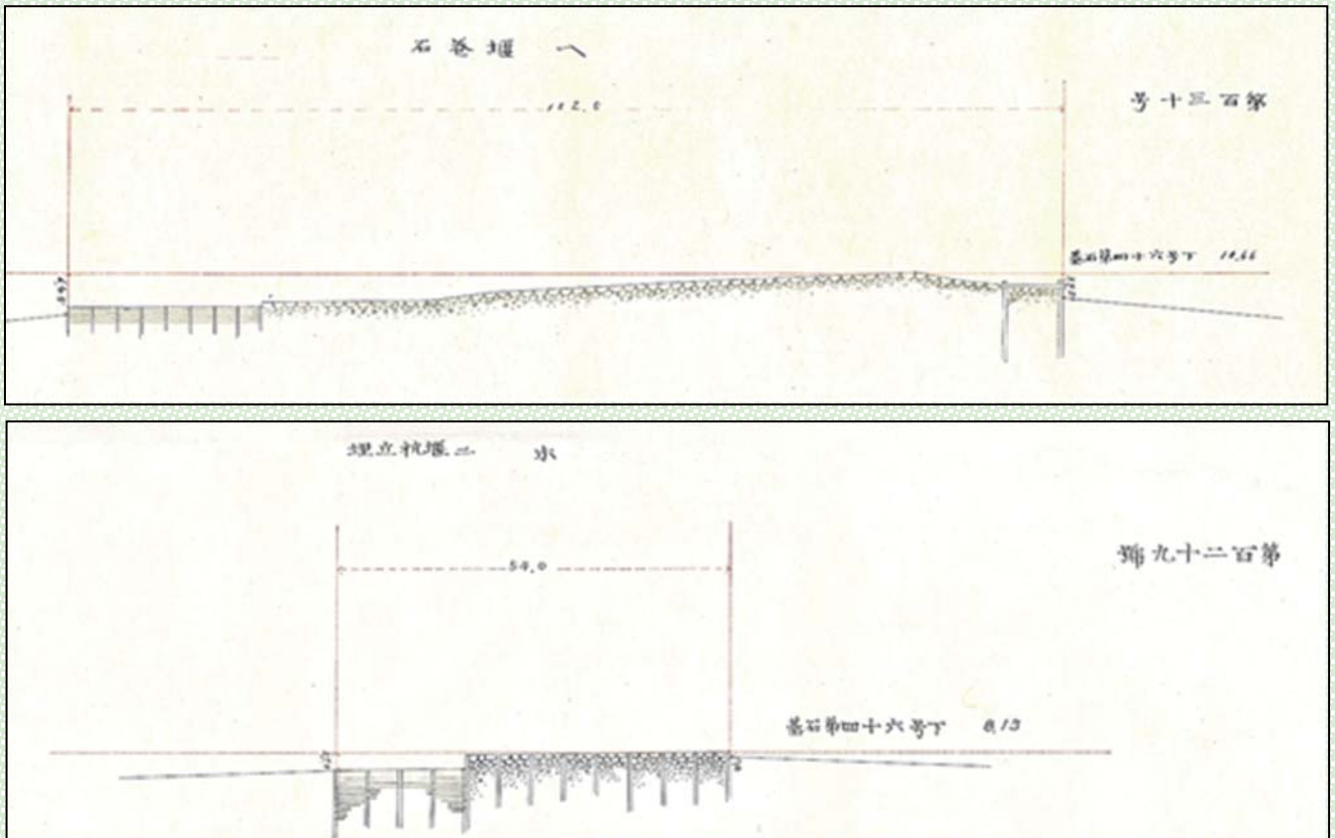
市參事會及町村長ハ公衆ノ請求アルトキハ河川台帳ノ副本ヲ其ノ總覽ニ供スヘシ

第十一條 土木監督署長市參事會及町村長ハ其ノ管內ニ係ル河川台帳ノ副本ヲ保管スヘシ

第十二條 第十條ノ爲ニ要スル費用ハ當該市町村ノ負擔トス

〈河川台帳に関する勅令(明治29年)〉

図6 第十堰の石巻堰(下堰)、埋立杭堰(上堰)の横断面図

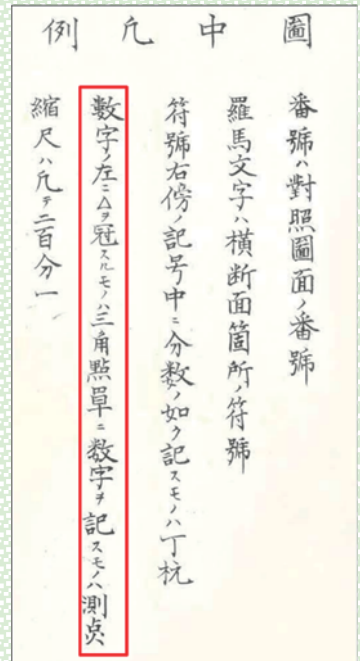
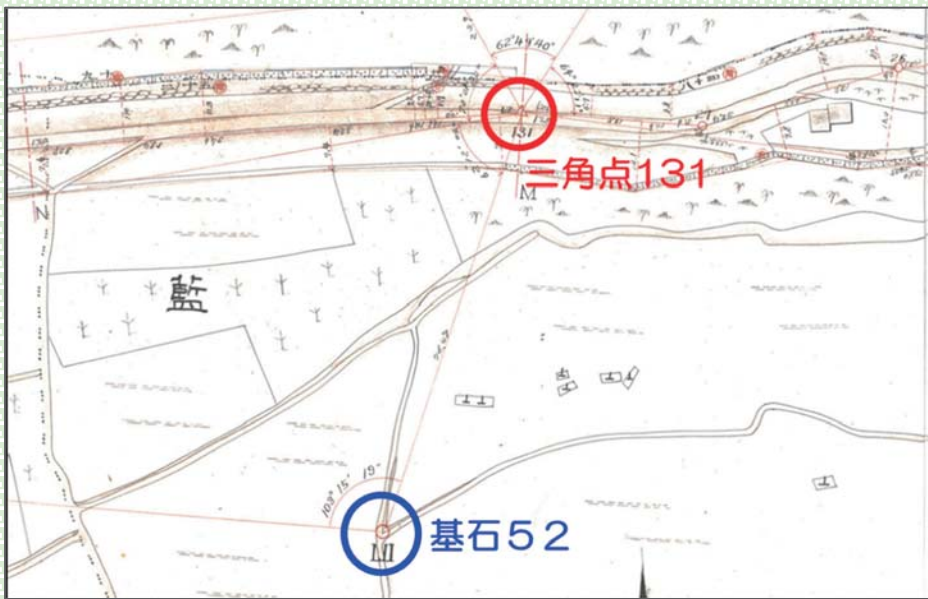


(3) 測量に使用した三角点と基石

吉野川台帳平面図に「△」の記号が見られます。「△」は見ての通り三角点であり、地形図を作成する時の基本となる点で、位置や高さの基準となる点です。吉野川台帳平面図では、堤防上に概ね6丁から8丁間隔（約650～870m）で三角点を確認することができ、それらと北岸堤防の三角点を結んで測量を実施したと思われます。

また、吉野川台帳堰堤横断面図をよく見ると、例えば、第十堰の埋立杭堰の高さ（図6）は、基石第46号下8.13尺であることがわかります。このように構造物の高さは、三角点と関連する基石を数力所設けて、基石と構造物の高さの関係で示されていることが理解できます。

図7 吉野川台帳平面図に示される三角点 131 と基石 52



■今もなお現存する基石 ～基石 LII (52)、基石 LVI (56) を発見～

吉野川台帳平面図の作成のため堤防上に設置した三角点は、その後の改修もあり残っていません。一方、基石は堤防の居住地側に設置されており、当時と状況があまり変わっていないところもあるので、僅かな可能性に期待しながら、この夏に周辺を探したところ、なんと、基石52、56を発見し、基石52は損傷もなく良好な状態で残されていました。約120年が経過した今日においても、当時の測量技術に触れることができるのは感激です。皆さんにも見ていただきたいですし、後世に伝えるためにも積極的に保存しなければと思います。

写真1 基石 52



基石は高さ約60cm、一辺20cmの直方体。それぞれの面には、「LII」(52)、「徳島懸」、「吉 基標」と刻まれています。基石を利用して第十堰や堤防の高さを測量したのでしょ。その姿が目浮かびます。

前回から吉野川に関係する古図を探訪しました。次回は、その3として、吉野川台帳堰堤横断面図から第十堰の構造について探訪しましょう。

